

パブリックコメントで提出されたご意見（要旨）及び市の考え方について

■募集案件の概要

| | |
|------|-------------------------------------|
| 募集案件 | 大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（素案） |
| 募集期間 | 令和7年11月4日（火）から令和7年11月25日（火）まで |
| 意見者数 | 1名（1件） |

| いただきましたご意見（要旨） | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>「誰でも通園制度」の基本的な考えは、子育てに疲れたとき、身近に支援をしてくれる人がいない保護者にとっては助かる制度であるが、子どもの立場に立った視点が弱くなる懸念がある。</p> <p>子どもにとっては、短時間とはいっても保護者から離れ、見知らぬ環境で、いつもと違う見知らぬ場所で、なじみのない人に急に対応されることは大変なことだと思う。</p> <p>「誰でも通園制度」の運用について以下2点はしっかりと準備していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・利用前の施設側との十分な面談の実施・受け入れる子育て支援施設への配慮※ <p>※「誰でも通園制度」の施設側の担当者にとって通常の子育て支援の業務に加えて臨時的な業務が突然入ってくる。事前に研修など行っていたとしても新たな入園者があるということです。ならし保育のようなものもなく、いきなり施設での生活が始まることは、子どもにとっても、担当者にとっても大変なストレスが生じることは想像に難くないことです。</p> <p>利用する保護者、子ども、受け入れる側にとって特に制度の運用が始まる時期には十分な体制をとっていただきたい。</p> | <p>乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、子どもの成長の観点から、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」ことを目的として実施されるもので、市としては国の示す目的に基づき、事業を実施する予定です。</p> <p>利用前の面談の実施は、国の示す「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」第4条において義務付けられており、当該項目については本条例において従うべき項目として定めるとともに、通園支援の提供に際しては適切な運用に努めます。</p> <p>受け入れる子育て支援施設への配慮等については、別に制定を予定している「大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき適切な設備環境や職員の配置等による運営を予定しています。</p> <p>なお、本制度の具体的な運営に係る内容（基準）は、本条例の基準のほか、国から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」等において示されており、市では、これらの内容に準じた適切な事業展開を予定しています。</p> |